

平成17年7月14日

## 県費負担教職員の市費移管について

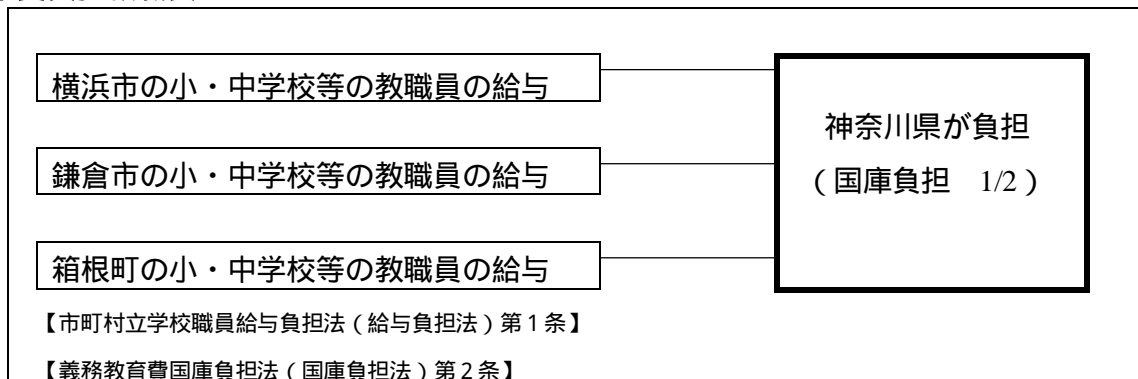
### 1 県費負担教職員制度

公立学校の教職員の給与は、学校の設置者である地方公共団体（横浜市立学校は横浜市）が負担することが原則ですが、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、市町村立学校職員給与負担法に基づき、義務教育諸学校の教職員（校長、副校長、教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員）の給与費については、都道府県が負担することとされています。（義務教育費国庫負担法に基づき、2分の1は国が負担）

これに該当する教職員を「**県費負担教職員**」と呼んでいます。

#### 神奈川県内の例

#### 県費負担教職員



### 2 横浜市の県費負担教職員数

平成17年5月1日現在（人）

	小学校	中学校	盲・ろう・養護学校	合計
校長	355	148	11	514
教員	7,772	3,881	750	12,403
副校長	355	146	15	516
教諭・講師	7,417	3,735	735	11,887
養護教諭・講師	350	147	18	515
<b>小計</b>	<b>8,477</b>	<b>4,176</b>	<b>779</b>	<b>13,432</b>
学校栄養職員	183	0	9	192
事務職員	357	158	29	544
<b>合計</b>	<b>9,017</b>	<b>4,334</b>	<b>817</b>	<b>14,168</b>
再任用職員	63	28	8	99
臨時的任用職員	770	219	41	1,030
非常勤講師	124	63	9	196
<b>総合計</b>	<b>9,974</b>	<b>4,644</b>	<b>875</b>	<b>15,493</b>

### 3 県費負担教職員の特例

県費負担教職員は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、教職員の人事を円滑にし、任命権の行使と給与負担団体との調整を図るため、人事制度について地方公務員法とは別に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）等において大幅な特例を定めています。

しかし、政令指定都市については、教職員の任命権はあるものの給与負担者は都道府県とされているなど、いわば“ねじれた状態”となっており、円滑な人事政策を行いにくい現状となっています。

県費負担教職員の特例比較表

	市費負担教職員	県費負担教職員	根拠法
職 種 等	高等学校 全教職員 小・中・盲ろう聾学校 学校用務員、 学校給食調理員	小・中・盲ろう聾学校 校長、副校長、教諭、 養護教諭、常勤講師、 学校栄養職員、 事務職員	給与負担法 第1条
任 命 権 者 教職員の任免、懲戒等の人事権 政令市以外は県教委に属する。	横浜市教育委員会		地教行法 第58条
身 分 学校を設置し管理する自治体に属する。	横 浜 市		H10.5.29 閣議決定
服 務 監 督 権 者 職務上の指示監督を行う機関 学校を設置し管理する権限	横浜市教育委員会		地教行法 第43条
給 与 費 の 負 担 義務教育諸学校の教職員の給与費については、都道府県が負担。	横 浜 市	<u>神 奈 川 県</u> (国庫負担1/2)	給与負担法 第1条 国庫負担法 第2条
学 級 編 制 基 準 ・ 教 職 員 定 数 の 設 定 学級編制基準の設定、教職員定数に関する条例の制定	横 浜 市	<u>神 奈 川 県</u>	地教行法 第41条
勤 務 条 件 の 設 定 給与、勤務時間、休暇等の勤務条件に関する条例の制定	横 浜 市	<u>神 奈 川 県</u>	地教行法 第42条
分 限 ・ 懲 戒 処 分 の 手 続 及 び 効 果 分限懲戒処分基準に関する条例の制定	横 浜 市	<u>神 奈 川 県</u>	地教行法 第43条
勤 務 成 績 の 評 定 計画（評定内容、期日、評定者等、実施に関する具体的事項）策定	横浜市教育委員会	<u>神奈川県教育委員会</u>	地教行法 第46条

#### 4 移管への国等の経緯・動向

次の意見等が出されていますが、具体的な移管時期については明示されていません。

### 平成15年10月「地方分権改革推進会議」

「国と地方の公共団体の役割分担に応じた事務事業の在り方」に関して「政令指定都市において県費負担とされている教職員給与を、政令指定都市負担とする方向で見直す。」との意見が出されています。

### 平成17年5月「中央教育審議会総会（第48回）義務教育特別部会」

「審議経過報告」において、市町村への教職員人事権の移譲について、政令指定都市だけではなく「当面、すべての中核市に移譲し、その状況を踏まえつつ、特例市などその他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。なお、教職員人事権を市町村に移譲する場合には、その給与負担についても併せて市町村に移譲すべきとの意見も出された。これについては、今後、義務教育費に係る費用負担の在り方について議論する中で検討する」とされています。

### 平成17年6月「経済財政諮問会議」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、「教員人事権移譲など市町村の責任の確立、保護者・地域住民の学校運営への参画を図る」とされています。

## 5 今後の課題

現在、県で負担している給与額（国庫負担1/2）を新たに横浜市が負担することになり、その財源を確保する必要があります。

また、学級編制基準、教職員定数の設定権限及び給与等の勤務条件の設定権限が委譲されるため、横浜市として、学校状況に応じた弾力的な教職員配置が可能となるほか、職員の意欲と実績に応えられる新たな人事給与制度の構築できる絶好の機会となり、優れた教職員の確保と育成に向け、これらの設定事項について検討を進めてゆく必要があります。

給与支給事務に関しては、新たに教職員約15,000人分の支給事務等が発生し、事務量が膨大化するため、これに対応する給与支給システムの構築について検討する必要があります。

横浜市への移管事項	課題・検討事項
給与費の負担	給与費の負担増 約 1,550億円 に対する財源確保 ・国庫負担分 約 435億円 ・神奈川県負担分 約1,115億円 現在、神奈川県が負担する給与額を横浜市が新たに負担。
学級編制基準、教職員定数の設定権限	学級編制基準、教職員定数の設定 これらの権限を活用した、学校状況に応じた弾力的な教職員配置等が可能に。
人事制度及び給与制度の設定権限	新たな人事制度や給与制度の設定 横浜市として教職員の新たな「職」の設定を含む人事施策や、能力・勤務成績を反映した給与施策が可能に。
給与支給事務	給与支給事務のシステム開発 現在神奈川県が行っている教職員約15,000人分の給与支給事務を新たに市で行う。

